平成２３年（フ）第２５１号
愛知県稲沢市西町３丁目６番２―203号
債務者　島田　昌宏
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４４９号
大阪府寝屋川市中神田町18番28号
債務者　野村　哲生
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２号
岩手県釜石市天神町５番17号　旧釜石小学校跡地　仮設住宅４－２号、住民票上の住所岩手県釜石市鵜住居町第15地割44番地５
債務者　藤原　孝治
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　文行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第６７０号
仙台市青葉区赤坂２丁目26番地の２
債務者　戸村　匠一
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門間久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７０３号
仙台市太白区八木山南５丁目１番地の１
債務者　白石　晋一
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　睦男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
福島県南相馬市鹿島区寺内字古川12番地の６
債務者　浅野小夜子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米村　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１３０号
福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田131番地　県営住宅４―24
債務者　藤田　文子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國井　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２８７号
大津市美空町１番23―403号、前住所大津市日吉台１丁目19番５号
債務者　野本　利明
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４１７号
大阪市平野区西脇３丁目２番５号
債務者　上山　弘朗
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５０３号
大阪市淀川区三国本町１丁目15番４―109号
債務者　福原　康治
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛見　和博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５５２号
大阪市東淀川区大道南２丁目８番16―502号
債務者　座安　直浩
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５９４号
大阪府八尾市西木の本４丁目１番地の１　市営大正住宅806号
債務者　西仲　利子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６２６号
大阪府箕面市牧落５丁目８番２―204号、前住所大阪府箕面市瀬川５丁目９番８号
債務者　安藤　一典
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３５号
大阪府堺市中区大野芝町96番地１　ディオ・フェルティ初芝604号
債務者　中島　健博
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１号
神戸市垂水区東垂水３丁目５番２―101号
債務者　髙井　大輔
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３１号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目15―20、住民票上の住所広島市安佐北区あさひが丘８丁目20番24号
債務者　小田　順子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３２号
広島市安佐北区あさひが丘１丁目27番13号
債務者　小田かづ子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部